

## 未来志向の電力システム改革の実現に向けた当社見解

2023年7月5日  
ENECHANGE株式会社

弊社は、包括的で未来志向の電力システム改革の実現こそが、消費者の電気代低減・サービス向上、またGX推進に向けての健全で透明性の高い市場環境整備、投資拡大など、我が国の成長戦略につながると考えております。

しかし残念乍ら、昨今、旧一般電気事業者が関連する電力自由化の根底を揺らがす不祥事が発覚し、規制料金の値上げも相まって、電力会社の動向にネガティブな関心があつまり電力システム改革への疑念が高まっている点も看過しえない状況であると考えます。

今回の事案について数多くの小売電気事業者、金融市場関係者、大学教授等の有識者、旧一般電気事業者の元・現勤務者、メディア等との議論を基に、在るべき未来志向の電力システム改革の実現に向けた課題と対策についてまとめさせていただきました。

### 【課題と対策】

以下、未来志向の電力システム改革の実現に向けた課題と対策に対する弊社見解を述べさせていただきます。

#### A. GX実現にむけた未来志向の「電力システム改革」の必要性

電力システム改革が閣議決定された2013年から10年が経過した2023年、GX推進法案が国会を通過するなど、電力システム改革に社会的関心が高まっています。今後の脱炭素社会において、電力産業は中心的な役割を担う重要産業であり、旧一般電気事業による一連の不祥事に対する対応は、近視眼的な懲罰措置を行うべきではありません。そのためこれから検討される電力システム改革は未来志向で考え、GX推進をしていく上で中心的な役割を担う電力システムの未来像を定めた上で行うべきであると考えます。

GXへの150兆円投資において130兆円の民間資金の活用が不可欠であり、その中心的な役割を担う電力業界においては、水素・アンモニア、原子力等の新規建設、送配電網の高度化、データ利活用による省エネ・効率化等、様々な投資が求められます。電力業界への国内外の投資活性化及び国際競争力強化のためにも、健全で透明性の高い競争環境の整備、水平統合等による業界再編、ガバナンス・コンプライアンスの徹底、電気事業法等への法的根拠の明確化、等の必要性があると考えます。

日本の旧一般電気事業者が長年培ってきた技術力・人材を結集し、GX時代における成長産業となるためにも、未来志向の電力システム改革第二弾が不可欠です。よって以下BからDに示した対策を早急に進めるべきだと考えます。

#### B. 送配電部門に関して

送配電事業者の不正閲覧問題への対処として、各方面より送配電の所有権分離の提言がなされています。長期的には有効な選択肢であるとは考えますが、憲法29条の財産権侵害に抵触する恐れ等もあり、制度の詳細設計に時間を要します。また、ドイツでは厳格な法的

分離(ITO)により、結果として所有権分離と同等の効果を得られたという報告もあるなど、他の選択肢も検討すべきかと思えます。

3月17日の電気事業連合会で示された、いわゆる物理分割<sup>1</sup>による再発防止策は、過去同様の精神で実施されてきた自主的取組が反故にされた現状では、再発防止策として不十分な懸念もあります。また、4月27日基本政策小委において示された各一般送配電事業者が提出した取組方針は、その強度や深度、スケジュール感において幅が存在していると記載されているものの、具体的な対応策は示されておりません。

よって、各送配電事業者が示した各案の最も厳格かつ実効的と考えられる取組方針を送配電事業者全社にて早急に実行すべきだと考えます。そのうえで、更なる規律の強化として日本もドイツ同様に厳格な法的分離(ITO)の実現を早急に検討、実施されるべきだと考えます。具体的には、各部門との人事交流時の監視強化、建物・ITシステム等の物理的分離、罰則強化(直接罰への対象拡大)、監視強化(通報窓口設置、外部人材からのチェック機能新設、内部監査機能の強化)など、人、技術、物、資金面の独立性・自立性の強化と、インサイダー取引規制のように情報が流出することを前提とした違反者への厳格な罰則規定の整備を実施すべきだと考えます。

### C. 発電部門に関して

発電部門に関しては、内外無差別に関する複数の論点があると考えます。

発電部門に関して、そもそも旧一般電気事業者が発電所の太宗を保有する中、電力自由化においては旧一般電気事業者と新電力の非対称規制があったとしても発電部門が活性化されるとの判断のもと、内外無差別が自主的に取組まれてきたものと承知しております。

発電部門に対する内外無差別の徹底は私有財産侵害の論点にも留意した慎重な検討が求められる中、現状は旧一般電気事業者による自主的コミットメントにより内外無差別が実施されています。しかしながら上場企業である旧一般電気事業者は、グループ全体の収益最大化を優先する株主に対する責任があり、内外無差別の徹底と自社グループの利益最大化が背反する局面における内外無差別の実効性には懸念があります。一例として、原子力発電所が稼働している一部のエリアにおいて、旧一般電気事業者が提供する標準料金メニューが最安値の水準であり、卸売電力市場からの調達を主とする新電力が競争的な提案が実施できず、需要家が複数の見積もりを受領できない状態が発生しております。本来、原子力発電所の利用率向上等による発電原価低減の効果は、所有する旧一般電気事業者に限定されるのではなく、内外無差別の原則のもと、卸売電力市場等の価格低下を通じて電力小売市場全体に影響を与えるべきであり、小売電気事業者間の健全な競争の一層の強化と環境整備に向けて、電源アクセス環境の整備が不可欠であると考えます。

よって、内外無差別は、旧一般電気事業者の自主的コミットメントではなく、ガイドライン及び法制度化を進めるべきだと考えます。但し内外無差別の対象となる発電所は、例えば2010年度末の経過処置起算時点以前に建設された規制料金を前提とした総括原価方式に基づいて建設された発電所に限定すべきだと考えます<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> [https://www.fepec.or.jp/about\\_us/pr/oshirase/\\_icsFiles/afieldfile/2023/03/17/press\\_20230317\\_1.pdf](https://www.fepec.or.jp/about_us/pr/oshirase/_icsFiles/afieldfile/2023/03/17/press_20230317_1.pdf)

<sup>2</sup> 原子力発電所再稼働における総括原価方式撤廃以降の新規制基準対応のための投資等、起算時点において検討すべき特殊事情を除く

また、自由化以前は安定供給のために常にオーバーキャパシティの発電設備を維持することが重要な目的となっていた発電部門において、自由化に伴う懸念点も発生しています。特に来年から開始される容量市場は将来的な発電容量を確保するための重要な施策であると承知していますが、発電部門において優越的な地位にある旧一般電気事業者の発電部門から小売部門に対する内部補助による小売領域における旧一般電気事業者の競争力強化の懸念は、多くの新電力事業者より挙げられており、これらの懸念に留意した監視が求められます。よって、旧一般電気事業者に対して、部門毎の会計の透明性を担保し、容量市場の影響が発電部門の収支においてニュートラルであること、及び小売部門においても適切な利益水準を確保した小売営業が実施されていること等、容量市場が小売部門の競争条件に不当な影響を与えていないことを電取委等が最低年一回以上の定期的監査を実施することを義務化するガイドライン及び法制度化を進めるべきだと考えます。

#### D. 小売部門に関して

小売部門に関しては、内外無差別(Cで上述のため割愛)及び規制料金に関する論点があると考えます。

規制料金に関して、低使用電力世帯を主に依然多く(契約件数ベース53%、販売電力量ベース 13%)、また足許の状況では規制料金が割安の料金メニューであることから需要家が自由化料金から規制料金への移行するなど自由化市場を歪めている懸念があり、規制料金の撤廃を検討すべきであると考えます。規制料金の撤廃は2019年4月の経過措置に関する専門会合<sup>3</sup>において低圧分野のエリアシェアが5%程度以上の有力で独立した競争事業者が2社以上存在するかどうかを判断基準として延期とされ、現時点においてその基準には未だ到達していないものの、家庭部門における新電力シェアは契約口ベースで11.0%(2019年3月)から21.3%(2022年12月)と大幅に向上しております。一方で、新電力の持続的なシェア拡大には、上記内外無差別の徹底など制度面での徹底が必要であり、上記シェアだけの機械的な判断による規制料金撤廃は懸念があります。よって、電力システム改革の強化、特に内外無差別の徹底を条件とした規制料金の撤廃が実施されるよう早期に検討をする必要があると考えます。

また、規制料金の撤廃に際しては、旧一般電気事業者は需要家の契約情報を有しているため、その他小売事業者に対して優位な地位にあり、自社自由化メニューへの優先的な誘導を通じて、需要家を自社で囲い込む懸念に留意した実施が求められます。よって、規制料金の撤廃に関する需要家への周知徹底策として、FIT買取期間満了時の対象者への通知方法と同様に、需要家に電力会社切替情報の提供を必須とするべきだと考えます。具体的には、契約可能な新電力を含む小売事業者の提示、相談可能な電力比較サービス事業者の提示等、需要家が契約前に十分な料金メニュー等のリスク説明、経営状況の開示、複数の小売事業者の比較検討などを需要家が行うための適切な情報提供と周知期間の設定を行う必要があります。

以上

<sup>3</sup> [https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc\\_keika/pdf/190424\\_report.pdf](https://www.emsc.meti.go.jp/activity/emsc_keika/pdf/190424_report.pdf)